

かゆいところに手が届く!

認可保育所における使用済み紙おむつの回収処理について

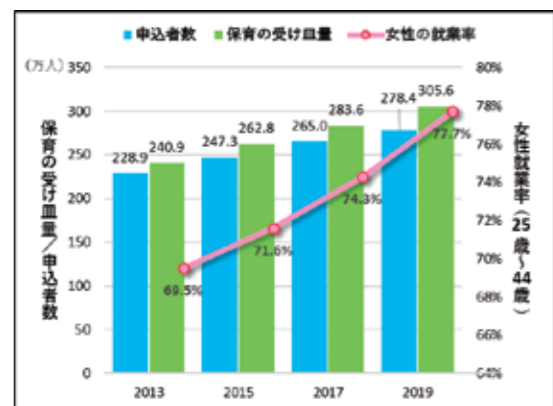
調査部研究員 安本 正義 (三鷹市派遣)

1. 働く女性の増加と保育

働く女性の増加に伴い、今後の保育ニーズの一層の高まりが予想されています。2020年に内閣府が公表した「令和2年版男女共同参画白書」によると、2013年には69.5%であった25～44歳の女性の就業率は、2019年には77.7%と右肩上がりです。また、2018年に東京都が公表した「東京の子供と家庭」によると、小学生までの子どもがいる世帯のうち「共働き世帯」の割合が61.5%で、2012年度調査時から7.7ポイント増加しています。そして、共働き世帯における日中の子どもの預け先は、認可保育所（公立・私立）の割合が65.7%を占めています。このことから、増加傾向にある「共働き世帯」が子育てをしながら仕事を続けるためには、行政による保育サービスなどの公的支援が重要な役割を担っていることがうかがえます。

一方で、2020年に内閣府が公表した「少子化社会対策大綱」の施策の具体的内容では『男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備』として『保育の受け皿整備の一層の加速』を行うとしており、これを受け市町村においても保育の量を増やす取組を行っています。

▼図表1 保育の受け皿と女性の就業率の推移



(出典) 厚生労働省報道発表資料をもとに筆者作成  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000666988.pdf> (2020年9月28日確認)

2. 使用済み紙おむつの回収処理の動向

保育の量の改善が進みつつある今、更なる保育サービスの充実の一環として、使用済み紙おむつをそれぞれの保育所内で回収処理を行い、保護者が持ち帰りをしなくて良いと決めた自治体があります。

使用済み紙おむつの持ち帰りによる保護者のメリットとして、便を見ることで子どもの健康状態を把握することができました。一方で、使用済み紙おむつを持ち歩くことへの衛生面の不安や、園児別に分別する保育士の手間などの問題が指摘されています。

しかし、自治体で使用済み紙おむつの処理をしたいと考えても、財政負担や保管場所の確保の課題などがあります。

そこで、本稿では、まず多摩・島しょ地域の保育所における使用済み紙おむつの取扱いについて、アンケート結果を基に現状やメリットなどの整理を行い、実施に向けての課題や取組方策などを紹介します。

なお、本稿における調査対象の保育所は、認可保育所に限定しています。

3. 多摩・島しょ地域の自治体の状況

多摩・島しょ地域自治体は使用済み紙おむつの回収処理にどの程度取り組んでいるのか、アンケート結果から現状を確認していきます。

多摩・島しょ地域自治体アンケート

対象自治体：多摩・島しょ地域自治体 39 市町村  
 対象部署：保育事務担当部署  
 実施時期：2020年8月20日～9月4日

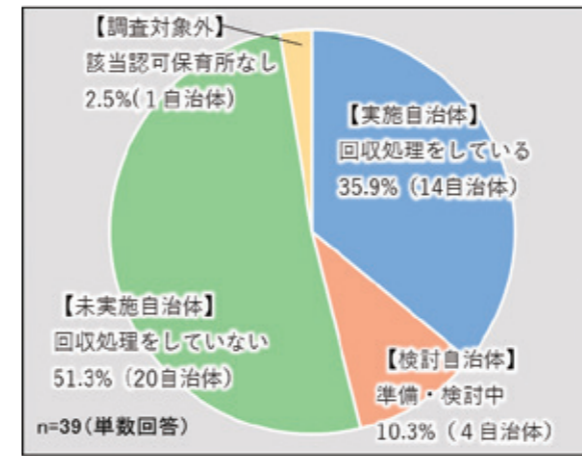
※同じ自治体でも保育所によっては取扱いが異なる場合があります。その場合は、最も該当するものの回答を集計しています。

(1) 現状の把握

①現在の実施状況

認可保育所において、自治体主導で使用済み紙おむつの回収処理を行っているかを聞きました (図表2)。

▼図表2 使用済み紙おむつの回収処理実施状況



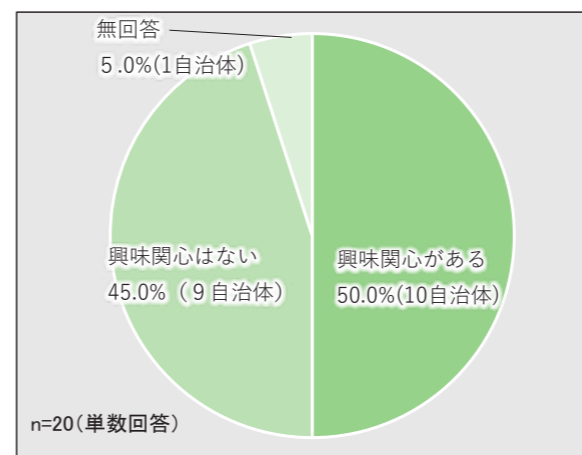
使用済み紙おむつの回収処理をしている自治体は約35.9%ということが分かりました。

以降、本稿では回収処理をしている自治体を「実施自治体」、準備・検討中の自治体を「検討自治体」、回収処理をしていない自治体を「未実施自治体」と呼ぶこととします。

②興味関心

次に、未実施自治体で使用済み紙おむつの回収処理について興味関心の有無を聞きました (図表3)。

▼図表3 使用済み紙おむつの回収処理についての興味関心



未実施自治体においても半数の自治体が使用済み紙おむつの回収処理事業に興味関心があることが分かりました。

(2) 実施に向けた障壁・未実施の理由

検討自治体と未実施自治体に、使用済み紙おむつの回収処理に向けた障壁・未実施の理由を聞きました (図表4)。

▼図表4 使用済み紙おむつの回収処理に向けた障壁・未実施理由

障壁・未実施理由 (複数回答)	回答した自治体数	
	検討自治体 (4自治体)	未実施自治体 (20自治体)
予算が確保できない	4	5
事務職員及び保育士の負担が増える	0	2
保護者のニーズがわからない	0	3
保育士のニーズがわからない	0	2
他部署との調整が大変	1	0
保育現場の理解が得られない	1	1
使用済み紙おむつをまとめて保管する場所が確保できない	1	6
実施の費用対効果が不明確	0	3
他に優先すべき事業がある	0	8
行政が行う必要性を感じない	1	5
その他	0	7

・保管することで、感染や悪臭など衛生上の問題があるため  
 ・既に保育所側が自主的に行っており、自治体主導する必要がないため  
 ・保育所・保護者からの要望がないため など

・検討自治体は、使用済み紙おむつの回収処理事業に向けた障壁を回答  
 ・未実施自治体は、使用済み紙おむつの回収処理事業を行わない理由を回答

検討自治体では障壁として「予算が確保できない」が最も多く挙げられました。

未実施自治体では理由として「他に優先すべき事業がある」「使用済み紙おむつをまとめて保管する場所が確保できない」「予算が確保できない」「行政が行う必要性を感じない」が挙げられました。なお、その他の回答として未実施自治体の中には、「既に保育所側が自主的に行っている」などと、自治体側が主体となって執り行う必要がない自治体もありました。

(3) 事業実施の目的

図表5は実施自治体と検討自治体に事業実施の目的を聞いています。